

函館市職員の暫定再任用取扱要綱

(総則)

第1条 この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号），函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）および函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）に定めるもののほか、職員の暫定再任用の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 任期（更新された任期を含む。）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。

(配置)

第3条 暫定再任用職員の配置は、対象者の知識、経験、適性等を総合的に勘案して決定する。

(勤務形態)

第4条 フルタイム勤務職員（令和4年改正条例附則第3条もしくは第4条に定める常時勤務を要する職に採用された職員をいう。以下同じ。）または短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第5条もしくは第6条に定める短時間勤務の職に採用された職員をいう。以下同じ。）のいずれの勤務形態で任用するかについては、短時間勤務職員の活用等による適切な業務運営といった視点や職員の適性等を総合的に勘案して決定する。

(短時間勤務職員の勤務時間)

第5条 短時間勤務職員の勤務時間は、フルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3または2分の1程度を基本とし、土曜日、日曜日のほか、必要に応じて週休日を定め、1日につき7時間45分以内の勤務時間を割り振る。なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日および勤務時間の割り振りを別に定めるものとする。

(職位)

第6条 暫定再任用職員の職位は、退職前の職位に関わらず、主任主事（主任技師）職とする。

(職種)

第7条 暫定再任用職員の職種については、定年退職前に在職していた職種と原則同様とする。

(発令)

第8条 暫定再任用を行う場合および暫定再任用の任期を更新する場合の所属、職、短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間等は、辞令式の定めるところにより発令する。

(定数管理)

第9条 暫定再任用職員のうちフルタイム勤務職員は定数内とし、短時間勤務職員は定数外で別途管理する。

附 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。